



## 議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
総務課長	<p>ただいまから、令和7年度第3回上尾市情報公開・個人情報保護・公文書管理運営審議会を開催いたします。</p> <p>なお、今回も対面とオンラインのハイブリッド開催とさせていただきます。</p> <p>本日は9名の委員にご出席いただいております。</p> <p>過半数以上の出席がございますので、条例の規定に基づき会議が有効に制定成立しているということをご報告させていただきます。</p> <p>それでは改めて会議を進めてまいりたいと思います。</p> <p>事務局から本日の資料の確認をさせていただきます。</p>
事務局	<p>お手元にごございます資料をご確認させていただきます。</p> <p><b>【資料確認】</b></p> <p>それでは、以降の進行につきましては、渡辺会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
渡辺会長	<p><b>【渡辺会長あいさつ】</b></p> <p>議事に先立ちまして、本審議会の会議公開・非公開の決定をさせていただきます。本審議会につきましては、個人情報を含む審議である場合を除いて、平成14年度から原則公開としています。そこで、委員の皆様にお諮りいたします。本審議会の原則公開について、ご異議のある方はいらっしゃいますか。</p> <p><b>【異議の声なし】</b></p>
渡辺会長	<p>では、異議なしとさせていただきます。ありがとうございます。</p> <p>では、本審議会は原則公開をもって運営させていただきます。本日、傍聴人はおりますでしょうか。</p>
事務局	<p>傍聴者はおりません。</p>

## 議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
渡辺会長	<p>それでは、本日の議事に移ります。本日の議事は、(1) 報告が1点、(2) 審議が1点及びその他となっております。</p> <p>まず、(1) 報告の「令和7年度上尾市公文書管理実施計画の結果について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>【資料1・2・3に基づいて事務局説明】</b></p>
渡辺会長	<p>ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見・ご質問がありましたら、お願いします。</p>
大木委員	<p>資料1の4について、実施率が83%と70%程度となっておりますが、これは職員の義務的に受けるものなののでしょうか。100%ではないというのは、義務化していないのか、職員の判断で受けていない状況なのか。</p>
事務局	<p>セルフチェックについては、庁内のグループウェアの機能を用いて、実施しております。掲示板においてセルフチェックの周知を行っておいましたが、各職員が自発的に受講するものであるため、このような実施率になっております。</p> <p>規程等で義務的にやらなければならないと定められているものではありません。</p>
大木委員	<p>副主幹級以下の職員の正答率60%というのは、これはどう捉えても低いのかと思います。</p>
事務局	<p>確かに、正答率が60%というのは、低いと思っておりますが、現状をまずは把握したいということで、このセルフチェックをさせていただいたところですので、担当から申し上げた通り、来年度以降の研修に生かしていきたいと思っております。</p>
大木委員	<p>経年的に見ていく必要があると思いますので、来年度以降のそのような情報として取り扱っていくことですか。</p>

## 議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	はい。
有田委員	資料2について、副主幹級以下の方の正解率が、非常にばらつきが多いのですが、これに対して、教育や意識向上等の対策が必要であると思いますが、それについて聞かせてください。
事務局	<p>副主幹級以下の正解率が低くなった原因の一つとしては、主幹級以上の職員については研修を行った後にセルフチェックを行ったのですが、副主幹級以下の職員については、セルフチェックの後に研修を行っておりまして、実施のタイミングも、一つの原因になったのと思っております。</p> <p>理解が十分ではない部分があるということは、セルフチェックで明らかになったと思しますので、その点を重点的に次年度の研修において、理解を図っていきたいと考えております。</p>
事務局	<p>もう一点補足ですが、公文書管理条例ができてから1年程度しか経過していないため、ルールが改訂された部分の一部の職員が追いついてない状況があると思えます。その辺を来年度以降重点的に、ルールを周知していくというところをやっていきたいと思っております。</p>
渡辺会長	他に皆さんいかがですか。
長島委員	<p>正答率が低いとかばらつきがあるという話がありましたが、今回初めてセルフチェックを行ったということがあり、また、正解率は問題の出題で左右される場所があります。上尾の公文書についてのルールを浸透させられるような、問題にだんだんとなっていくといいなと思っております。できている、できてないという部分だけではなく、出題の仕方についても、もう一度見直していただけるといいのかなと思えます。</p>
大木委員	<p>チェック内容のことですが、主幹級以上は、公文書管理の目的がまずあるのですが、副主幹級以下についても目的のチェック項目があった方がいいと思えます。ルールだけ理解して何のためにあるのか理解されてないと</p>

## 議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
渡辺会長	<p>ルールを杓子定規で理解してしまうので、何のために公文書管理があるのかというのをちゃんと理解してもらう必要があるかと思います。その点は副主幹級以下の職員にも配慮いただける形をお願いします。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>
新井委員	<p>資料3の出資等法人・指定管理者の文書管理に関して、△がどのような意味であるか教えていただきたいです。公文書管理条例のルールに沿って規定されているとのことですが、内容についてチェックしているのですか。</p>
事務局	<p>△の印については、文書調査ではルールを設けていると回答いただいたものの、内容面で改良の余地がある団体は△とさせていただいております。今年度は文書調査ということで状況を把握いたしましたので、次年度以降は、これを改善していくような取組をしていきたいと考えております。</p>
新井委員	<p>法人文書の取扱いについては国においても、なかなか実質的に取り組めていない部分もかなりありますから、逆に言えば、今後市の方でも積極的な取組が出てくればよいと思っております。</p>
渡辺会長	<p>その他にご意見・ご質問はございませんか。</p> <p><b>【意見なし】</b></p>
渡辺会長	<p>次に、(2) 審議の「令和7年3月31日に保存期間が満了した行政文書のうち保存期間が30年である文書及び令和7年度に保存期間の見直しを行い保存期間が満了することとなった文書等の移管及び廃棄に関する意見聴取について」、事務局より概要の説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>【資料4・5・6・7に基づいて事務局説明】</b></p>

## 議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
渡辺会長	<p>ありがとうございました。本日の審議は令和7年3月31日に保存期間が満了した行政文書のうち保存期間が30年である文書及び令和7年度に保存期間の見直しを行い保存期間が満了することとなった文書について、歴史公文書として移管するあるいは廃棄するという、市の各機関の判断が妥当であるかを審議し、答申を行うものとなります。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご意見・ご質問がありましたら、お願いします。</p> <p>今年度この会議でこの件に関わりまして、現実的に思っていることは、現場の意見の正しさを確認して補完していく仕事であると感じております。</p>
杉山委員	<p>資料6で大木委員から意見がありましたように「業務上利用しない」とか、「業務上の役目を終えたため」という理由が、結構多かった訳なんですけど、やはりしっかり、研修の中で「移管」の考え方が浸透するように強くお願いしたいなという風に思います。業務上利用しないものであっても実際移管しなければいけないものが出てきますので、しっかりその辺の見極めをお願いしたいと思います。</p>
渡辺会長	<p>新井委員からご質問いただいている件に関してなのですが何かご説明やご意見ございますか。</p>
新井委員	<p>委員長がおっしゃったように、現場の意見が一番大事だと思います。現用段階で情報公開請求があったものが引き続き保管されているかどうかということを確認していく必要があると思います。現用段階で利用が多かったものが廃棄されてしまうと、保存期間が満了した際になぜ廃棄されたのかという議論になりかねないと思います。</p>
大木委員	<p>個別の回答に関しては本当に現場のご意見が大事というのはその通りだと思うのですが、やはりこの審議会としては、全体としてのレベル感や少し足りてない部分に関して意見を言っていくという役割があると考えています。その意味で言うと一番下に書いたようにシステム上で記録を残していったって、利用があったものや、廃棄されたものについても、何</p>

## 議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>がいつ歴史公文書になって、また何年何月に廃棄されたのかということを一元的に理解し、情報として取っておくことで市民からの請求があったときに、これは何年何月に廃棄していますと明確にいうことができますし、歴史的公文書として、別の管理がされているのであれば、不存在と回答しなくて済みます。そういったところを市として一貫的にやっていく必要があるのかなと思います。</p> <p>また、移管にさせていただいた行政処分の基準の話のところですが、選別基準の該当項番が決めにくい部分があると考えていましたが、市としては16番の行政処分等に関する文書というところで読んでいただいたところです。これはちょっと悩みがちなところもあるかと思います。</p> <p>保険年金課は今回行政処分というのは残すものという風に理解をしていただいたところですが、他の課も含めて行政処分の基準となる部分も、歴史公文書に該当するという認識を持っていてもらいたいと思います。そのような部分で審議会側としてはこういうレベル感のものが大事だという意見を出して、その後、市にそのような形でやっていただけるといいなと思います。</p>
高橋委員	<p>今回まとまったものを見ますと、現場の方もよく理解されていて、よくここまでたどり着いたなというのが、市民としての率直な感想です。一つ意見としては、歴史的な文書というのは古文書ではないんだという理解の周知が足りないじゃないだろうか、歴史的な文書は未来に渡って必要だという未来性があるということだと思います。</p> <p>その辺の古文書と公文書の違いというあたりをもう少しシンプルに理解したほうが、よいのではないかと、また、選別基準の別表4の項目が2と3に比べて少なく、もう少しあれば迷わずに済むのではないかとというのが率直な感想です。</p>
事務局	<p>ご指摘いただいたように歴史公文書という概念がピンときてない方も多く、廃棄の理由として業務上の役目を終えたといった理由が挙げられている状況です。選別基準の例示等を増やして、考え方の浸透を図っていきたいと考えております。</p>

## 議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
新井委員	<p>多くの方に歴史公文書の存在を知っていただくためには、上尾市に公文書管理施設がある訳ではないですが、例えば市役所の1階ロビーとかで、パネル掲示とか、歴史公文書とはこういうもので、こういうふう処理して歴史を刻んできたんだということを、皆さんに公開していくような努力も必要かなという風に思います。</p> <p>それによって、こういうものを市の方で大事にとっているのだという、行政文書が、現用段階の役割を終えた後も、歴史公文書として残すことにこういう意味があるんだと、わかりやすく市民向けにやっていただくようなことができたらいいのではないかと思います。</p>
逆井委員	<p>廃棄の理由に業務上の役目を終えたためというのは、便利すぎる言葉であるため、安易には使わないでほしいと思いました。</p>
大木委員	<p>答申の話をしたのですが、新井委員から出していただいた部分が移管にかわる可能性もあるということだと思っております。</p>
渡辺会長	<p>ここまでの議論を踏まえた上でこれらに対して精査することに関しては、私が立ち会いますので、事務局に一任していただくという形でどうでしょうか。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なし】</b></p>
布施委員	<p>全体として、異存はないのですが質問と回答のところ、学籍簿については各学校において原本が残されてることなんですから、これはこの各原本については、情報にアクセスできる状況なのではないでしょうか。これは写しを廃棄するっていう趣旨ですよね。</p> <p>原本については、いまだ廃棄の対象とはされず、例えば原本にアクセスしたい人がいれば、情報公開あるいは個人情報の開示請求等で、アクセスし得るような状況なのではないでしょうか。</p>
事務局	<p>担当課に確認した限りでは、現用文書引き続き行政文書として管理されるということなので、個人情報開示請求などの対象にもなってくるかと思</p>

## 議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
布施委員	<p>います。</p> <p>わかりました。教育委員会で写しとしてまとめて保管しているものを、廃棄の対象とされるという感じでしょうか。</p>
事務局	<p>そのとおりです。</p>
渡辺会長	<p>答申案について原田さんの方から確認をお願いします。</p>
事務局	<p>こちらに書かせていただいた通りに357の行政手続法の施行に伴う審査基準等については廃棄から移管に変更します。それから答申の対象から除外した文書としては937から945とさせていただきます。先ほど一任ということでおっしゃっていただきましたので、残りの部分については少し再確認をして、調整させていただきたいと思います。</p>
渡辺会長	<p>以上で、審議が終わりました。</p> <p>それでは最後に、その他について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今年度はこの3回目で終了となります。令和8年度は今年度と同様に3回の会議の開催を予定しております。</p>
渡辺会長	<p>以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。</p> <p>それでは、進行を事務局にお戻しいたします。</p>
総務課長	<p>長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、令和7年度第3回上尾市情報公開・個人情報保護・公文書管理運営審議会を終了させていただきます。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>